

令和8年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和8年3月5日 午前10時00分 開会
午後 2時02分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 福本善之	2番 木村公
3番 靄本義明	4番 速水一生
5番 西川善浩	6番 杉本訓規
7番 梨本洪珪	8番 吉村始
9番 奥本佳史	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 藤井本浩	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 8番 吉村始 9番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について
日程第4 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第5 報第 1 号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 議第 3 号 葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについて
- 日程第7 議第 4 号 葛城市行政組織条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第 5 号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第 6 号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第 7 号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第 8 号 葛城市立図書館条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第 9 号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第 10 号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第 11 号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第9号）の議決について
- 日程第15 議第 12 号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第16 議第 13 号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第17 議第 14 号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第18 議第 15 号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第19 議第 16 号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議第 17 号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第21 議第 18 号 令和8年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第22 議第 19 号 令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第23 議第 20 号 令和8年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第24 議第 21 号 令和8年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第 22 号 令和8年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第 23 号 令和8年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第 24 号 令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第 25 号 令和8年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第29 議第 26 号 令和8年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

増田議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和8年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議場において行われます市長の令和8年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おき願います。また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和8年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、令和8年度当初予算をはじめ、多くの重要議題が提出されておるわけでございますが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

初めに、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の議第2号から議第26号までの26件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表は、ペーパーレス会議システムで配付をいたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果についてご報告がございました。こちらにつきましても、ペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願いを申し上げます。

次に、委員会視察に係る委員派遣等についてご報告を申し上げます。去る2月12日から2月13日にかけて実施をいたしました議会改革特別委員会視察研修の結果報告書が、議会改革特別委員長より議長宛てに提出をされております。その概要につきまして、ご報告を願いたいと思います。

5番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、去る2月12日、13日に行いました議会改革特別委員会視察研修についてご報告いたします。

今回は政務活動費についてをテーマに視察を行いました。本市においては、平成16年の合併以降、政務活動費の制度はなく、これまでも度々議論としては上がってまいりましたが、意見がまとまるまでには至っておりませんでした。そのような中、令和3年の市議会議員選挙が無投票であったことがきっかけとなって、議員の成り手不足の課題を解決していくために、本委員会において、議員定数、報酬、政務活動費に関する基礎調査報告書を作成いたしました。その中で、議員定数に関しては本委員会での結論は出せなかったものの、議員発議によって、議員定数削減が可決され、2名減の13名を定数として、現在の新たな議会構成となったところでございます。しかしながら、議員報酬及び政務活動費については、改選までに議論を深めることができなかつたことから、新たな議員の下で協議を重ねていくことを令和7年12月の本委員会で決定をいたしました。どのように進めていくべきか検討した結果、まずは他市の先進事例の研修を行い、議員全体の研さんを深め、葛城市議会としてベスト

な制度設計ができるように努めたいということで、2つの先進地に伺い、研修を行わせていただいたところでございます。

1日目は、一度廃止をされた政務調査費を一昨年前に政務活動費として再度制度化された福岡県田川市を訪問いたしました。田川市議会では、平成13年に政務調査費を導入されましたが、その使途について、市民感情から逸脱しているとの見解もあって、平成22年に廃止をされることになりました。しかし、議員の資質向上のため、平成27年度には議員1人当たり年間10万円を上限とした研修などに係る費用弁償が予算化をされました。その後、費用弁償には議員個人に対する明確な基準がないこともあって、議会議員の活動原則に基づき活動するには政務活動費は必要不可欠であるとの意見に多数の会派が賛同し、令和6年度より政務活動費が交付されることとなりました。それまでの経緯もあって、富山市議会を参考として作成された政務活動費の運用指針は大変細かく、そして厳格なものでございました。令和6年度の執行率は僅か6.7%にとどまっておりますが、市民感覚に寄り添いながら、市議会議員としての資質を向上させていくことの重要性、また、そのバランスの難しさを学ばせていただきました。

2日目は、政務活動費の後払い制度が導入されている兵庫県淡路市を訪問させていただきました。淡路市議会では、平成24年より政務活動費の運用が行われていたましたが、平成29年に政務活動費の不正使用が全国的にも問題視される中、使途の透明性を高めること、そして議員自らが市民に対して説明責任を果たすため、条例の改正が行われ、交付方法を先払い方式から後払い方式へと変更をされました。後払い方式にしたことによるメリットといたしましては、交付額と実績額の差額を返還する手間が要らないこと、また、利息が発生した場合の取扱いについて考えなくてよくなったこと、また、議員自身が安心して個々の研さんを積むことができることになったなどが挙げられました。また、今後の課題としましては、年に1回の交付となり、費用の立替えが必要となるため、活用をちゅうちょされる可能性があることなどが挙げられました。運用基準については、基準が明確にできず、客観的な説明が困難なものについては支給しないなど、市民からの疑念を生まないための工夫がなされており、市民の信頼を前提とした制度設計が何より重要であると改めて学ばせていただきました。

今回の2日間にわたる研修は、今後の議員活動に大変寄与するものであり、貴重な時間を割いて視察研修を快く受けいただきました田川市と淡路市の皆様には、この場を借りて重ねてお礼を申し上げます。

なお、視察の詳細について記載しました議会改革特別委員会視察研修報告書は、後日ホームページにも掲載予定であることを申し添え、令和7年度議会改革特別委員会の視察研修報告といたします。

増田議長 以上で視察研修の報告を終わります。

次に、閉会中に開催をされました各委員会の審査状況について、各委員長よりご報告を願います。

まず初めに、総務建設常任委員会の審査状況について報告願います。

8番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました総務建設常任委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会につきましては、2月17日午前10時より開催し、昨年12月定例会において、予算特別委員会や本会議の中で質疑がありました不動産購入の議決について、本委員会が所管であるため、法的な問題についての整理の必要性から、物資集積拠点に関する事項について協議を行いました。

理事者から、昨年の12月議会で指摘された地方自治法第214条の債務負担行為及び第96条第1項第8号の財産の取得の議決への抵触の有無に関し、3名の弁護士に見解を求めたところ、いずれも直ちに違法とは言えないとの回答を得たものの、行政手続上の課題を踏まえ、今後は適切な処理と議会への早期説明に努める旨の報告がありました。

委員から、地方自治法第214条の債務負担行為や第96条の議決について、国や県に確認したのか、また、どのような指導、見解があったのかという問いがあり、3名の弁護士からは直ちに違法とは言えないが、行政手続上の問題があり、議会へ丁寧な説明を行うべきであったとの見解を得た。また、県に確認したところ、公社への購入依頼は将来の買戻しに当たるため、依頼前に債務負担行為の設定が必要であるとの回答があったという答弁がありました。

また、ほかの委員から、法に触れなければ手続を省いてもよいと考えているのか。また、今回の土地購入に当たり、土地開発公社は金融機関から借入れを行っているのかという問いがあり、弁護士に確認したところ、訴訟事例は把握していないが、議会の指摘を踏まえ、今後は債務負担行為を含め、適切な手続を行うべきと考えている。また、今回は金融機関ではなく、水道事業管理者から年0.3%の金利で短期資金を借り入れているという答弁がありました。

また、ほかの委員から、金額が確定しないため、議決案件が分からなかったというのは不自然である。相手方に土地購入の希望価格を聞かなかったのかという問いがあり、相手方に土地購入の希望価格は聞いていない。事前に不動産鑑定を行い、その結果で購入させていただくと伝えて進めた。もし、希望価格と鑑定額に乖離があると交渉が難航するため、聞かなかったという答弁がありました。

この答弁を受け、公社の先行取得の手続はどのように行ったのか。希望価格も聞かずに交渉を進めるというのは考えにくい。そもそも誰がこの土地を必要だと判断し、どのような経緯でこの場所が候補になったのかという問いがあり、公社の先行取得の手続として、公社は市の依頼で土地を先行取得する際、債務負担行為を行わずに取得し、市が買い戻す段階で予算案として議会に上程し、承認を得て契約を行っていた。現在保有している土地も全て債務負担行為なく取得しており、過去から、本来であれば議決が必要な案件もあったが、議案として上げておらず、今回の指摘で判明した。また、能登半島地震の教訓から、受援施設の必要性が高まり、6か所の候補地から交通アクセス、敷地面積、安全性の3つの条件を設定し、検討した結果、最適であると判断したという答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員から、相手方の希望価格を聞かないのは、もし希望価格が鑑定額より低かった場合に市民の利益を損なうことになりかねない。また、単に災害時だけで

なく、平時にどう活用するかという視点が欠けているため、建設的な議論を進めてほしいという意見と要望がありました。

また、ほかの委員から、手続論ばかりで、本当にこの施設が必要なのか、平時の活用はどうするのかという議論が進んでいない。理事者はどう考えているのかという問いがあり、地域防災計画や新たに策定した受援計画に基づき、現在の庁舎だけでは物資集積拠点として不十分であるため、物流機能を備えた新たな拠点が必要であると判断したという答弁がありました。

この答弁を受け、唐突な提案で、議会や市民にアレルギー反応が出ている。一旦計画を白紙に戻し、平時の活用も含めて丁寧に議論し直すべきではないか。今のまま3月議会に予算案を上げるのは難しいという意見、要望がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

増田議長 次に、葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

13番、藤井本浩議員。

藤井本葛城市の水道事業に関する調査特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の調査状況を報告いたします。

まず本委員会は令和8年2月6日午前9時30分から開会し、水道事業に関することについて調査案件とし、現在の事業状況と水道ビジョン（案）の2項目について調査をいたしました。

まず、現在の事業状況について、少雨による原水不足が長期化していることもあり、本市の原水不足を補う位置づけでもある奈良県広域水道企業団の原水状況を含め、報告を求めました。

理事者から、本年1月末時点での年間降水量合計は、過去3年平均及び過去30年平均の値よりも、300ミリ程度少ない状況である。自己水源の貯水池の水位についても依然低い状況が続いているので、引き続き奈良県広域水道企業団からの用水の受水割合を高め、水道水の安定供給に努めていきたい。しかし、奈良県広域水道企業団においても、本市に用水を供給する御所浄水場の水源である大滝ダム、大迫ダムの貯水率が低い状況なので、2月4日の知事定例記者会見において節水の呼びかけがなされ、また、同日付で県内主要ダムの貯水量減少に伴う節水の協力依頼という文書が発せられました。こちらについても今後の状況を注視し、適切な対応を求め、水道の安定供給を図っていくという報告がございました。

この説明を受け、委員から、原水の貯水池の水量が下がると水質が悪化すると聞かすが、奈良県広域水道企業団や本市の原水について水質に与える影響はという問いがあり、水質については奈良県広域水道企業団の用水供給及び本市の自己水による上水についても、今のところ問題は出ていない。今後、原水が減っていくと濁りが発生する可能性も出てくることから、その点について十分注視し、浄水処理を行っていききたいという答弁がございました。

他の委員から、知事の会見で、節水の協力の呼びかけがあったということだが、葛城市において、市民の方に節水の協力を呼びかけるなど、今後の見通しはという問いがあり、市長から、雨量の問題も含めて非常に慎重に考えている。日々職員が、私自身も週に1回か2回必ず水源地を確認しているが、厳しい状況であるところ数か月感じている。どのタイミングで節水のお願いをするのか、気象条件も確かめながらという思いでいる。奈良県知事も節水をお願いする発出をされたので、葛城市も奈良県広域水道企業団の用水を受水している立場から、速やかにそのような手順を取る必要があると感じている。ただ、周知、広報の仕方については考えさせていただきたいが、速やかにそのような手順を取ることが大切ではないかと考えているという答弁がございました。

次に、水道ビジョン（案）についてであります。葛城市水道ビジョン2026（案）について、委員各位に事前に配付していたので、理事者側からの簡単な説明を受けた後に質疑を行いました。

その説明を受けて、委員から、管路の経年化率が記載されているが、管路の法定耐用年数は。また、今後の耐震化の中で、導水管や送水管を重点的に更新する考えはあるのか。緊急遮断弁について、容量の大きな配水池に設置されていて、比較的小さな配水池には設置されていない理由は。また、小さな配水池にも緊急遮断弁が必要だと思うが、今後の考えはという問いがあり、管路の法定耐用年数は40年である。導水管は浄水場と深く関係する管なので、今のところ浄水場の更新に合わせて計画を立てていきたいと考えている。緊急遮断弁の有無については、緊急時の水量を確保する目的で、大きな配水池に優先的に配置をしている。また、緊急遮断弁は、地震の震度や配水流量について常に感知を行っており、規定値を超えると自動で遮断弁が閉まる構造となっている。小さな配水池については、今後配水池の更新や配水池から出ている配水管の更新に合わせて、緊急遮断弁の必要性について検討していきたいと考えているという答弁がございました。

また、他の委員から、葛城市の平均残留塩素濃度は、同規模事業体平均値よりも高いのは奈良県広域水道企業団から受水している用水の塩素濃度が高いためであるということだが、同企業団からの用水の塩素濃度と葛城市の自己水を浄水処理している水道水の塩素濃度の数値はどれくらいなのか。また、高度浄水処理を導入すれば、残留塩素濃度を低減することは可能なのかという問いがあり、残留塩素濃度は、水温、気温によって塩素の消費率が変わるので、葛城市の自己水の浄水過程では、末端での残留塩素濃度を参考にしながら、日々、注入量を調整しているため、明確な基準をお示しすることは難しい。葛城市は奈良県広域水道企業団の御所浄水場から用水を受水しているが、御所浄水場は生駒市まで送水されている。そのため、末端で0.1以上の残留塩素を確保することから、御所浄水場から一番近い葛城市については塩素濃度が高い状態で受水することになる。また、高度浄水処理を導入することで、有機物を低減できることから、塩素の消費を抑えることができ、末端で確保すべき残留塩素濃度と近い値で注入することが可能となるため、塩素を減らすことができるという答弁がございました。

他の委員から、現在、水道課の職員は15名だが、今後いろんな工事等を予定する中で、専

門職の増員が必要になると思う。現状でどの職種の職員がどれだけ足りないのか、把握をされているのかという問いがあり、これから浄水場の建替えなど、現在の職員が未経験である大きな事業を進めることになるので、技術系に優れた専門職が不足すると予想される。そのため、事業執行体制についても、市町村の事例等を参考にして、人件費などについても経営戦略等で詰めていきたいという答弁がございました。

また、他の委員から、重要給水管路には耐震性の強いダクタイル鋳鉄管が多く使われているが、管の継ぎ手部分の離脱防止に問題があるということなので、継ぎ手の部分だけを離脱防止継ぎ手に変えるということなのかという問いがあり、既に耐久性の高いダクタイル鋳鉄管を使用しているが、継ぎ手部分は耐震性に不安がある。しかし、その部分だけを交換することはできないので、全て新しい管に入れ替える方法で更新することになるという答弁がございました。

また、質疑をしている中で、各委員から、葛城市水道ビジョン2026（案）に対して、管路の経年率だけが4.2%と出ているが、計算方法についても掲載していただきたい。原水の取水について、水質は掲載されているが、貯水池であるため池の耐震性や補強に関することなども記載していただきたい。また、本ビジョンの最初のところに圏域水道一体化に参加せずに、単独経営を選択した理由が少し記載されているが、葛城市の水道事業の強みや市への貢献度、先人たちの努力等についても記載していただきたい。現状のまとめで課題を挙げるのはいいが、プラス評価できる点もあると思うので、本市の水道事業は過去から非常によくやってきたと思うので、そのような内容もぜひ掲載していただきたい。3つの浄水場の施設の利用率が67.5%と記載されているが、浄水場ごとの利用率についても記載していただきたい。防災拠点と防災活動拠点と、2つの表現が使われているが、同じ施設等を示しているのであれば、文言の統一をしていただきたい。重要給水施設及び管路の設定について、表示されている地図では、どの配水池から送水されているのか分かりにくいので、重要施設の表に配水池系統を記載していただきたい。重要管路の耐震化でダクタイル鋳鉄管から同じく耐震性のあるポリエチレン管に入替えることも考えられるのであれば、その旨も記載していただきたい。現在の市内の配水管については硬質塩化ビニール管が半数強使用されているが、それらについても、他の管種に入替えをしていくのであれば、その旨の記載を願いたい。健全経営の維持のところで、水道料金については市民生活へ影響も大きいので、その点も踏まえた上で慎重に決定していく等の表現も入れていただきたいという意見や要望が出されました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な質疑、意見、要望が出されておりますことを付け加えて、葛城市の水道事業に関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

増田議長 閉会中に開催をされました委員会の審査状況につきましては以上でございます。

最後に、今回提出をされました意見書案につきましては、既にペーパーレス会議システムに配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。所管の委員会にお

いて、取扱いについてご協議をいただくこともございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和8年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件、報告案件、条例改正や一般会計及び特別会計におきます令和7年度補正予算、並びに令和8年度当初予算など合計26件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民の皆様お一人お一人にとりまして、住みよいまちづくりの実現に向け、市役所職員全員が一丸となって努力してまいる決意でございます。後ほど令和8年度の施政方針におきまして、私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

増田議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、吉村始議員、9番、奥本佳史議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告を願います。

11番、川村優子議員。

川村議会運営委員長 皆様、おはようございます。それでは、令和8年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告させていただきます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から令和8年度の施政方針がございます。

次に、日程第4、議第2号につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第5、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により、質疑のみを行います。

次に、日程第6、議第3号から日程第13、議第10号までの条例の制定または改正8議案に

つきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第3号から議第6号までと議第10号の5議案を付託し、厚生文教常任委員会には議第7号から議第9号までの3議案を付託いたします。

次に、日程第14、議第11号から日程第20、議第17号までの補正予算7議案と、日程第21、議第18号から日程第29、議第26号までの新年度予算9議案の予算関係の16議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

なお、今回の予算特別委員会の定数は8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。会期は本日3月5日から27日までの23日間とし、9日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。10日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。11日午前9時30分より総務建設常任委員会、13日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。16日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、補正予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。17日と18日は午後1時から、19日と23日は午前9時30分から予算特別委員会を開催し、当初予算関係の付託議案の審査をお願いいたします。また、議会改革特別委員会が24日午前9時30分より開催されることになりましたので、ご報告いたします。25日と26日は予備日とし、27日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後各委員会に付託された議案につきまして、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書(案)につきましては、既に配付しているとおりでございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回までで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含みません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

増田議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から27日までの23日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5日から27日までの23日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審査を行うことにいたします。

本日の議事日程はペーパーレス会議システム等で配付をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第3、施政方針について、市長より令和8年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、令和8年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力いただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。ここに、新年度の当初予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするわけですが、市政に取り組む私の所信をまず申し述べさせていただきます。議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

最初に、昨今の世界的な物価の高騰、特に食料品やエネルギー価格の高騰は、市民の皆様の家計を圧迫し、日々の生活に不安を与えていることと存じます。

まずは市長としてこの状況を深刻に受け止め、市民の皆様を守るために、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限に活用し、市民お一人お一人の生活の下支えを最優先に取り組んでまいります。具体的には、第1に、新年度のできるだけ早い時期に、全市民へ1人当たり1万円の地域振興券をお配りし、迅速な生活支援を実施してまいります。第2に、国による小学校の給食費無償化に加えて、本市では子育て世帯の家計負担を軽減するため、新年度においては中学校の給食費無償化に取り組んでまいります。

さて、葛城市では、これまで、市民第一のまちづくりに必要な施策を実施し、住みよさ、子育てのしやすさの基礎の積み上げを着実に行ってまいりました。おかげさまをもちまして、行政サービスにおきましては、今や全国的にもトップレベルの評価をいただけるまでになりました。そこで、将来にわたって市民の皆様の高い水準の行政サービスをサステナブルに提供できる基盤強化に向けて、次なるステージへのステップを踏み出し、観光、移住、定住、企業進出など様々なシーンで葛城市を選んでいただけるよう更なるバージョンアップに注力してまいります。そして、本市が明るい未来に向かって進むべく、今後も引き続いて一歩ずつ着実に歩みを積み重ね、誠心誠意努力を重ねてまいりる覚悟でまちづくりの推進に取り組んでまいります。

それでは、初めに、様々な分野における民間の活力を取り入れた施策の推進であります。

まず、長年の課題であった当麻庁舎の危険性の排除から端を発した庁舎機能の再編プロジェクトにつきましては、当麻文化会館の大規模改修工事が始まり、令和9年春には庁舎、図書館、市民活動の各機能を複合化し、さらに、子どもたちの遊び場も兼ね備えた（仮称）当麻複合施設がオープンいたします。新しい複合施設は、指定管理者制度を導入し、民間のノ

ノウハウを活用することで、市民サービスの向上と運営経費の削減の両立を図ってまいります。また、施設の複合化によって生まれる旧當麻庁舎等跡地の活用につきましては、事業者として、市民生活協同組合ならコープの誘致が決定いたしました。今後、令和10年春頃を目標とした商業施設の開業に向けて整備が進められ、複合施設周辺エリアが、民間の力も借りた活気のあるまちづくりの拠点として生まれ変わることになります。

次に、令和3年より休館となっている奈良県社会教育センター跡地につきましては、所有者である奈良県と連携し、新年度は令和7年度に実施したかつらぎみらいの森アイデアコンペで民間の建築家等から得たアイデアを基に、活気あるまちづくりに寄与する活用方法について、幅広く検討してまいります。

次に、企業誘致につきましては、現在本市では市内外の企業による複数の工場等の建設計画が進められております。このことは、今日までの本市の取組が評価され、選んでいただけたものと自負しております。今後も本市の強みをより多くの民間企業に認知していただけるよう私自身が情報を発信し、企業誘致促進施策を展開してまいります。そして、民間企業の活力を最大限に活用し、地域経済や市民の皆様の雇用環境の発展に寄与するとともに、市の財政面においても、財源確保につないでまいります。

続きまして、本市の子どもたちは市の未来であり、その子どもたちの笑顔あふれる施策の推進であります。

まずは、新年度は新庄小学校創立150周年、新庄北小学校創立50周年を迎えます。地域の皆様とともにお祝いをし、学校の歴史を振り返り、伝統を次の未来へ受け継いでいくために補助金を交付し、創立記念事業を支援いたします。また、新庄小学校におきましては、令和7年度から長寿命化のための大規模改修工事に着手しており、新年度は管理棟の改修工事を実施いたします。学校施設の長寿命化につきましては、今後も計画的に取り組んでまいります。

続いて、忍海小学校区学童保育所におきまして、増加する利用ニーズに対応するため、令和7年度に進めてまいりました設計を踏まえ、新たな学童保育所の建設に取り組んでまいります。児童の健全な育成に資する安全で安心な環境を整えるとともに、保護者が安心して就労と子育てを両立できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、市民の憩いの場である屋敷山公園におきましては、令和7年度に子どもたちが水とのふれあいを楽しめるよう噴水広場の更新工事を行いました。引き続き新年度は遊具広場にふわふわドームや複合遊具等を設置し、多様な遊びの体験を通して、子どもたちの健やかな成長を促す環境づくりに取り組んでまいります。

続きまして、災害に強いまちづくりについてでございます。近年、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化しており、災害対応においては、自治体自らの対応力に加え、国、県、他自治体、民間事業者など、外部からの支援をいかに迅速かつ的確に受け入れられるかが重要となっております。大規模災害が発生した場合、本市においても、人的支援や救援物資が一時的に集中することが想定されます。しかし、これまでの災害対応では、体育館や公共施設を臨時的に活用することを想定していたため、避難所運営との重複や物資の仕分、配送に混乱

が生じるなどの課題がありました。こうした課題を解決するため、本市では、災害時における支援の受け入れ拠点となる受援施設の整備を進めてまいります。また、避難所における生活環境の改善策といたしまして、国の交付金を最大限に活用し、トイレ環境の更なる整備強化、プライバシーに配慮した住居環境の充実を図ってまいります。さらに、近年の災害級とも言われる猛暑を踏まえ、避難所となる屋内運動場における暑さ対策は喫緊の課題であります。とりわけ熱中症は高齢者や乳幼児の命に直結する重大なリスクであることから、市内にある10か所の屋内運動場への冷暖房設備を計画的に整備していくことで、平時においては熱中症リスクの軽減など、利用者の生命、健康を守るとともに、快適で安全なスポーツ、地域活動の環境の向上を図ります。また、災害時には安心して過ごせる避難所機能の向上を図ってまいります。

続きまして、本市の魅力を生かした産業観光施策の推進でございます。

まずは（仮称）西の山の辺の道事業についてでございます。本市には、二上山、葛城山の麓を南北に結ぶ道路沿いにたくさんの観光資源があり、また、自然豊かでのどかな風景が残っています。多くのハイカーに来てもらうことにより、にぎわいを創出して、山麓地域の活性化を図ることを目的といたしまして、（仮称）西の山の辺の道事業を進めてまいります。

なお、広域連携による事業展開を見据えつつ、新年度におきましては、ルートガイドマップの作成やウォーキングイベントを実施してまいります。また、ルート沿いの市道区域内に屋根つきベンチを設置します。

次に、（仮称）世界をつなぐSUMO推進協議会関連事業でございます。令和7年8月に大阪・関西万博会場内で開催されました「SUMOが世界を1つにする！SUMO EXPO2025」に参加した相撲にゆかりのある全国の自治体により、（仮称）世界をつなぐSUMO推進協議会を発足いたしました。相撲にゆかりのある自治体と連携協力し、各地域でのイベントなどを通じ、相撲発祥の地葛城市を国内外に広く周知してまいります。

次に、農地の有効活用についてでございます。農業者の高齢化や農業資材の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっております。特に、全国的に増加傾向にある耕作放棄地につきましては本市におきましても喫緊の課題でございます。これまでも様々な農業振興施策を実施しておりますが、国内外の食料をめぐる情勢が大きく変化している中、国の動向も見据えながら、これまでの施策を継続するとともに、行政が主体となって農地を保全していく必要がございます。新年度につきましては、耕作放棄地解消の手段として、ユズ栽培を取り入れることを検討しております。葛城市の新たな農産物となるよう各所と相談しながら事業を進めてまいります。

以上の事柄に重点を置きながら、更に魅力あふれる誰もが住みよい葛城市となるよう市民第一のまちづくりを根底に据えつつ、教育環境の充実と子育て支援、高齢者、障がい者福祉の充実、令和の葛城市の産業の活性化、市民の生命、財産を守る災害対策、堅実な財政への改革と健全化、環境に優しい葛城市を政策の軸として事業に取り組んでまいります。

以上が市政運営に対する私の所信でございます。

新年度における重要な施策の概要につきましては、配付させていただいております令和8

年度施政方針をご覧いただければと存じます。皆様のご意見を伺いながら、自主財源の安定的な確保に努め、歳出を見直し、財政の健全化を維持しながら、市民の皆様が必要とする行政サービスを提供してまいります。

最後に、議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願いを申し上げまして、新年度の施政方針とさせていただきます。

増田議長 施政方針は以上であります。

次に、日程第4、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第2号につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員の小走須美子氏が令和7年12月31日付をもって辞任されたことに伴い、新たに松本美佳氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。松本氏につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第5、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき報告を求めます。

東副市長。

東 副市長 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、葛城市土地開発公社の令和8

年度の予算につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。お手元の予算書でございます。

まず1ページ目でございます。収益的収入及び支出の予算額につきましては、収益的収入が2億6,882万4,000円、収益的支出は2億6,614万4,000円となっております。

次に、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が2億6,870万4,000円、資本的支出が2億6,556万4,000円でございます。

続きまして、予算内容の詳細についてのご説明をさせていただきますので、4ページをお開きください。令和8年度の葛城市土地開発公社事業計画書についてでございます。

まず、取得事業明細でございますが、公有地の取得事業費といたしまして、令和8年度は取得予定がないため、ゼロ円としてございます。

次に、2つ目といたしまして、売却事業明細でございますが、公有地売却収益といたしまして、2億6,870万4,000円となっております。こちらにつきましては、令和7年度に先行取得いたしました葛城市受援施設整備事業に係ります土地建物が買い戻されると想定いたしまして、公有地売却収益を計上しておりますところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。資金計画でございます。

まず、受入資金でございますが、前年度繰越金が1,538万2,000円、公有地取得事業収益が2億6,870万4,000円、事業外収益が12万円、借入金ゼロ円、合計2億8,420万6,000円となっております。一方、支払資金といたしまして、公有地取得事業費が1,121万4,000円、一般管理費が10万円、借入金償還金が2億5,737万円でございます。合計いたしまして、2億6,868万4,000円で、受入資金と支払資金の差引き額は1,552万2,000円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。令和8年4月1日から翌年の3月31日までの予定損益計算書でございます。事業収益といたしまして、公有地取得事業収益が2億6,870万4,000円、事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が2億6,604万4,000円、差引き事業総収益といたしまして、266万円でございます。一般管理費といたしましては10万円、事業外収益といたしましては事業外収益合計が12万円でございます。結果、経常利益は、当期純利益ともに同額の268万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。令和9年3月31日の予定貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金及び預金が1,552万2,000円、代行用地が2億656万4,000円、流動資産合計2億2,208万6,000円、資産合計も同額の2億2,208万6,000円でございます。負債の部といたしまして、固定負債の借入金1億5,750万円、負債合計も同額の1億5,750万円となっております。資本の部といたしまして、資本金合計500万円でございます。

次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が5,690万6,000円、当期純利益268万円、準備金合計5,958万6,000円、資本合計6,458万6,000円でございます。負債資本合計2億2,208万6,000円となり、資産合計と同額となっております。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額でございますけれども、附属書類の説明書をもってご説明を申し上げます。

まず、8ページをお開きください。収益的収入及び支出の予算の説明でございます。初め

に、収入の部でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、代行用地売却収益が2億6,870万4,000円、事業外収益の受取利息といたしまして、1万円、雑収益といたしまして、11万円、収入合計で2億6,882万4,000円でございます。

次に、9ページをお開きください。支出の部でございますが、事業原価といたしまして、代行用地売却原価が2億6,604万4,000円、一般管理費の経費といたしまして、10万円、支出合計が2億6,614万4,000円でございます。

次に、10ページの資本的収入及び支出予算の説明でございます。収入といたしまして、固定資産売却代金で2億6,870万4,000円でございます。

次に、11ページの支出の部といたしまして、代行用地取得事業費が819万4,000円、借入金償還金が2億5,737万円で、支出合計2億6,556万4,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

増田議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 それでは、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告について質問させていただきます。事前に質問書を出しておりますけれども、もっと簡単にしようと思っておりますので、まとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1つですが、この報告書ですが、昨年度の令和7年度の土地開発公社の経営状況の報告書を見ますと、当初の収益的収入、あるいは収益的支出、これは5,000万円程度のものしか計上されておられません。また、資本的収入についても5,000万円、資本的支出についても、1億円程度しか報告されてないんです。ところが、先ほどご報告がありましたように、令和7年度中に2億6,000万円余りで、葛城市の代行用地を取得したと。それを売却するというところで、この経営状況の報告の中に、売却益等が今回見込まれているわけですが、この土地の2億6,000万円の土地開発公社での購入について、補正予算として、議会に報告があったのかどうか、私、調べましたけれども、これがないんですよ。予算というのは当然立てて、当初の見込みですから、私も過去質問したことがあります。この5,000万円はどういう計上ですかというと、これは枠取りです。まだ今年については決まってませんので枠取りとして5,000万円上げています。そういう形で例年5,000万上げられてきたわけです。ところがそれは執行されずに、全くそういうことがないまま来てたんですが、昨年度につきましては2億6,000万円執行をされている。つまり、予算を立てて執行されたんだろうと思いますが、このことについて補正予算を私は議会に報告する義務があると思うんです。これがなければ、予算立てた意味がありません。幾ら予算を取っても勝手に買っちゃっているということが起きるわけですよ。実際に困ったことが、貸借対照表の中に、一度たりとして代行用地としてこれが計上されないんですよ、2億6,000万円の用地が。つまり、帳簿に買ったことが代行用地として貸借対照表にも計上されないという不都合が起きる。貸借対照表に計上されてないのに売却するという経営の報告がされる。ここで、今、されたわけですが、帳簿上、一体何の土地なんだということになりますから。私は、本来は土地開発公社、その

年度の中で、当初の予算と違う代行用地の取得をやるんだったら、議会にちゃんとその補正予算を報告すべきだと思いますけれども、このことについて伺います。ちなみにインターネットで土地開発公社、補正予算と検索しますと、ほかの市町村はちゃんとやっていますよ。ちゃんとやってる。何で葛城市は昨年度これをやらなかったのか。これについて説明を求めます。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

公社の副理事長の立場での答弁になるかと思しますので、よろしくお願いします。

まず、1つ目、当初予算から大きく変更があった予算、公社の予算について事前に議会が報告があったのかという趣旨でございますけれども、答弁といたしましては、令和7年度につきましては公社の理事会で決議を行いました。その後、議会への報告は行っておらず、12月議会では市の補正予算として上程する形になっております。議会に公社の補正予算として報告を行うべきというご意見、ご質問でございますけれども、公社の運用につきまして、これまでの経緯も踏まえつつ、見直していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 見直すということでありましてけれども、これは地方自治法にちゃんと定めがあるわけです。

地方自治法243条の中に、市長の義務として報告義務があるんです。土地開発公社の理事長じゃないですよ、理事の立場として今おっしゃったけれど、ここは議会ですから。つまり、土地開発公社の経営状況の報告については市長が議会に報告することになってるんです。しなければならぬとなっているんです。これ、ちゃんと地方自治法読んでくださいよ。だから、これ、報告がなかったというのは、議会の手続、議会に対する報告義務、これをないがしろにしたとしか思えない。これは議会軽視どころじゃないですよ。本来地方自治法で行うべき長の義務を果たされなかったというふうに私は認識します。その上でお聞きしますけれども、つまり、報告がなかったわけですから、この場でしか聞くことはできませんので、お聞きしますけれども、昨年度のこの土地の代行用地の取得について、どのような経過があったかということについて幾つか質問いたします。

葛城市からいつこの土地の取得を要請されたのか。また、それについては特定の土地の購入の要請であったのか、あるいは幾つかの候補地を示されての要請であったのか。あるいは相手方といつ契約を結ばれたのか。また、契約の際に、これはこれまでの委員会でもちょっと発言がありましたけれども、アスベストが使われているんじゃないとか、建築法上の問題があるんじゃないとかいうご意見もありましたけれども、重要事項の説明、これは契約時に重要事項の説明があったのかどうか、こういうことを分かって購入されたのかどうか、こういうことについて、ご説明をいただきたい。本来なら補正予算をちゃんと出して、その時点で議会としてやるべきことであつたらうと思っておりますけれども、そういうことができておりませんので、この場で質問いたします。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 まず、1つ目のご質問の土地の購入の経過について、購入につきましては、まず、令和7年7月に市より先行取得依頼を受けまして、手続を始めております。その際の土地については特定の土地に跡地で依頼をされております。それと、契約につきましては、契約日は令和7年の12月8日に行っております。また、最後の4番目ですねけども、重要事項とおっしゃいました件につきましては、土地建物についてのアスベスト、建築確認等の状況については公社が取得を行う場合の手続といたしまして、今回は市から公社に先行取得依頼があった後に、公社において鑑定を行っております。鑑定の結果、アスベストの件、法令の遵法性の件については鑑定書に記載されておりました。

以上です。

増田議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。この件につきましては、総務建設常任委員会の調査案件になっておりますので、これ以上はここでは質問はいたしません、引き続き、これについては委員会で調査されるものと思っておりますが、意見だけ申し上げておきます。

先ほど申し上げましたように、補正予算を上げずに、土地開発公社が購入してそのままになって、報告が今日、新年度、令和8年度の予算としてしか報告がなかったということについては遺憾の意を表明しておきます。ただ、これはこういう状態で報告がないまま勝手に買われた結果、様々な問題が私には出てきたと思っております。補正予算として報告されたら、その時点でその土地の購入について、例えば債務負担行為がどうであるとか、今、議会でも継続的に議論されていますが、そのことがこの時点でもチェックがかかったのではないかと私は思うんです。議会がチェックする機能を持つ、それが役割ですから、勝手に買われたら困るんです。こんなんあってはならんことだと思いますので、これについては議会としてもしっかりと私は対応を協議すべきだと考えております。

以上です。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、梨本議員。

梨本議員 私も土地開発公社に関しましてはここでしか質疑ができませんので、質疑させていただきたいと思っております。公有地取得事業について少しお伺いしたいと思っております。

今回、受援施設の買戻しの予算が計上されてると思うんですけれども、本来は、令和7年度中に執行される、戻される予定だったと思うんです。ところが12月議会で、予算委員会で修正されまして、この予算に関しましては否決された。その後、市長から再議も出されましたが、それについても全会一致で否決されたという経緯がございます。また、先月、総務建設常任委員会がございまして、その中でも説明を求めましたが、議員に納得のいく説明はなかったというふうに私は感じておるわけです。ということは、このままだと、市に買い戻してもらうことが非常に困難だと私は考えてるんですけれども、どういうふうにするおつもりなのか、今のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

(発言する者あり)

増田議長 通告を受けてないということなんですけれども……。暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時32分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどのご答弁、よろしくお願いをいたします。

東副市長。

東 副市長 東でございます。先ほどの梨本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、買い戻す方法というところであったかなというふうに思うわけでございますけれども、我々といたしましては、受援施設というものが、市民にとってやっぱり大変重要なものであるというふうに認識をしております。そしてまた必要な事業ということで予算を今回も計上させていただいたというところで、引き続き予算を計上して議員皆さんに理解を求めていくということにしたいと思います。

以上でございます。

増田議長 梨本議員。

梨本議員 引き続き、待つということなので、そしたら3つほど質問させていただきたいんですけれども、まず1つ目は、基本的にこれ、国からの通知で、先行取得の依頼には購入価格と購入目的、それから買戻しの時期を記載しなければいけないというふうに思うんですけれども、その時期を過ぎて、買戻しを市がされない場合、その場合は市に対して買戻しの期限を区切って買戻していただくように要求する必要があると私は思うんです。その要求はされてるのかということと、その期限をいつまで区切ってやられてるのかということをまず1点目、教えてください。

2つ目は、それでも市として買戻しができない場合は、これは転売ということも考える必要があるかなというふうに思うんですけれども、その際、プラスで収益が出たらいいんですけれども、損失が出た場合には、これは市に請求する必要があるのかなというふうに思うんですけれども、そういったところについて、理事長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

3つ目は利息のことなんですけれども、実際に今は水道事業会計から短期借入金として0.3%の非常に安い利息で借りてると思うんです。ただ、水道事業も、非常に財政的に厳しい状況にありますので、これ、返還請求される、返還しないといけないという可能性があると思うんですけれども、その際は銀行から借り入れているということになるかと思うんですけれども、その際見込んでおられる1年間の利息、これをどれぐらい考えておられるのか、聞かせてください。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまの梨本議員のご質問の1つ目が、買戻しの時期を市に要望しているのかという点につきましては、今のところ要望は出しておりません。

期限についての考え方については、この予算でも、公社の予算書のほうでも単年度予算が原則で動いていますので、8年度中に買戻していただきたいという意味でのこの予算になっております。

利息のほうになるんですけども、利息につきましては、民間で借りますと、年利で3%と聞いております。

以上になります。

増田議長 東副市長。

東 副市長 私のほうからは、2つ目の転売を考えてるのかというところでございますけれども、現段階では市民にとって必要な施設というふうに捉えておりますので、転売は考えておりません。

以上です。

増田議長 梨本議員。

梨本議員 ここから意見になるんですけども、実際、土地開発公社にとって、将来的に無駄な負債を抱えることがないようにしていただきたいということなんです。そのための助言ですので、この際、このままずっと土地開発公社がずっと保有し続けるということであれば、これは土地開発公社の責任になってくると私は考えてます。ですので、そのつもりで土地開発公社としてどうしていくのかということをしっかり対応していただきたいというふうをお願いしておきます。ちなみにこの本会議での発言、非常に私も慎重に発言させていただいておりますけれども、重いものだというふうに考えておりますので、そのつもりで適切な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 私はこの土地開発公社の予算、また決算の報告の際、ここ2年間ずっと言い続けてまいりました。この土地開発公社というのは、もう時代の役割を終えたということで、昭和47年公拡法に基づいてできた制度ですけども、バブル期も踏まえて、バブル期もあって、土地がどんどん値上がりしていったと。その前に買っておこう、また、合理的に俊敏性も持って買っておこうということでできたけども、今はそういう時代ではなくなって、もう役割を終えた。奈良県を見ましても、奈良市や郡山、天理、我が葛城市を取り巻く御所市や香芝でもう土地開発公社というのではないわけですから、そのことについて、葛城市も前向きに、不必要やと、要らない、役割を終えたということで、解散を促すという質問を4回してきて、この4回プラス一般質問でもそのことを申し上げました。

理由の1つの中に、土地開発公社でよく聞かれた、最近はあまりテレビ等でも聞かないですけども、塩漬けの土地という、今もあります。この土地開発公社は地方公共団体を圧迫するものなんです。そうならないように解散プランを立ててくれということを一生涯懸命に頼んだつもりです。そういうふうをお願いをしてきてものからして、今のこの使い方については案の定、こんなことになったなあという、私はそんな思いでいます。案の定じゃなく、あんじょう使ってくれんねやったらいいけども、私は今そういう気持ちですよ。

1年前のときに、今、全部議事録を持っていますけども、理事長である東副市長は、予定がないので、先ほど谷原議員からの質疑にもございましたけども、5,000万円の枠取りとして

予算を立ててんねんと、こういう報告を受けた。私はもうないねやったら解散したらどうやということ言うてるにもかかわらず、粹取りだけであって、ほんで、同じ話になりますけども、報告なしに2億6,000万で購入された。これは大きな問題やと思うんですよね。

谷原議員がおっしゃってるのは、予算で5,000万と言うてて、それ以上のものを使ったということについて報告すべきだと、当たり前の話ですやん。私は使わへんのやったら解散プランを立ててくださいと言って、何も言わへん。6月には決算の時も言うてるわけですやんか。6月にはまだ決まっていなかったのか。市からの要請も何もない、姿が何もないんだと。いうたら、7月にもう市から要請を土地開発公社にしてるといふんでしょ。だからその時点では何らかの形はあったと思いますよ。だから私が何もないんやったら解散せいと、解散すべきやと言うたときに、いや、計画してるものがこういうところであるとなぜ言わないんですか。こんなん、議会じゃなくて一般論としてそうと違います。動かへんのやったら解散してください。いや、動き、もうすぐ動きますねん、こういうことを計画していますねんと議会の中で言うのが当たり前じゃないですか。

今、梨本議員が、慎重に発言しているとおっしゃったけども、私はもう腹が立ちますよ、ずっと言い続けてきてこんなことになんねんから。私がこの2年間余り、4回プラス一般質問をやっておる中でも、奈良県39市町村ですか、言い始めたときは18の市町村がまだ残っていた。比較的、町村の部分が多いですね。この2年間の間にも、田原本町、1か所が解散をしているわけで。そこで、私はもう土地開発公社の予算の報告ということですので、引き続き解散に向けたお話をしていきたいというふうに思います。

今回、令和7年度に、予算にもなかった分を購入したということで、今、問題になっているけども、ここで聞きをするんですけど、その前に、私は動きがないから解散ということは何遍も言ってる。今、令和7年度に予算もないものを購入した。もちろん理事会のあって、市からの要請に基づいてたけども、議会に報告せず購入したということだけ、この前に購入したのは、もう物件はいいから、土地開発公社はいつに購入されていますか。それをまずお答えください。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。ただいまのご質問を受けまして、確認させていただきましたところ、一番直近では平成の30年の4月23日に契約を行いまして、ちなみに買戻しは令和2年3月31日付で行っている物件がございます。

以上です。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 平成30年にいわゆる道路用地、私の記憶してるのは道路用地として土地開発公社を使って、令和2年に買戻しをした。その場所まではいいです。それは適正な形で私はやってると思います。平成30年だから、今で8年ぐらい前ですか。そこからずっと動きはなかったわけですよね。阿古市長がなられたときにその話があったんやと思う。その間ずっとここ8年ほど何もない。だから解散をすべきだということ言うてきた。お二人とも今回の令和7年度の中で購入した受援施設の部分の話が出てますけども、もっと大きく以前から私は言ってい

る解散できない理由として、10年以上、あまり言葉としては出したくないけども、保有している2億何千万といういわゆる塩漬けの土地、これがあるんですよ。だからなかなか解散プランを打ち立てられない。後回しにしてるとしか私は思ってないですけども、その後回しにしていた土地開発公社を今回このように利用したということで。利用したという今の、訂正します。この土地開発公社を使って、同じことか、購入したということです。私が今まで言ってきた、塩漬けの土地を10年以上所有してる土地が残っている。だから解散プランを立てられない。この長期保有しているこの土地、これについてのご努力はどれぐらいされたのか、また、何らかの動きがあったのか、このことについて、2つ目の質問をしておきたいと思います。

増田議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 藤井本議員のご質問、いつもいただいております、公社の理事会の中でも議論させていただいております。その中で、3つの課題の整理が必要であるという議論になっております。

まず、1つ目といたしましては、市で先行取得依頼された土地で、現在も市側で事業として動いている事業がございます。例えば、国鉄・坊城線道路拡幅事業であったり、柿本・笛堂土地道路事業などがまだ現在動いておりますので、動いているという意味で、そういう意味では動いておるものがあると。

また、2つ目としまして、10年以上の長期保有の土地を市側でどのように買い戻して活用を行うのかという議論になっております。例えば旧町時代や葛城市からの先行取得依頼の書類はございますが、その事業目的そのものやその当時の取得の経緯が分かるものが書類上でございませんので、その点不明な点があり、原課で確認も行ってもらってるんですけども、買戻しする担当課の段階で取得後の活用策などがまだ見えていないのがあります。

また、最後に3つ目といたしまして、買い戻すための予算確保の点から、市の予算の財源の確保、負担の問題などが挙げられております。そのような以上の3つの議論を理事会の中でさせていただいて、課題の整理は必要だという議論を続けておるところでございます。

以上です。

増田議長 藤井本議員。

藤井本議員 今、私が尋ねたのは土地開発公社2億余りの、いわゆる動いてない10年以上も、もっとかなり古い、土地を所有してるの、その動きがあったのかということですけども、それについてのどうしようかという議論をしてる途中だということのお答えだというふうに思います。

ほんまに国全体を見てくださいよ。奈良県全体は私、遅れてると思うけども、全国を見ても、もう土地開発公社をなくしているところが多いわけですよ。平成の24年やったか5年やったかに、国もそれを促進して、土地開発公社を整理するための交付金制度というのも時限的にあったわけです。これについては、私はそのときにしなかったということは認めるということも以前にも申し上げています。なぜかというと、葛城市は合併したまちなので、新市建設計画もあるし、やはりこれを使うこともあったので、平成20年前半やったと思いますけど、これには乗らなかったというのはいいいけども、それ以降は先ほども言ったように、こ

こ8年間動いてないわけやから、これを動かさないと駄目。動いてないんやから動かすとい
うのは、解散に向けたプランを立てていただかないかん。ぜひともこれ、理事会のほうで、
どういう部署かというのを聞いたはる人は分からないと思うけど、理事会というのは、職員
はほとんど部長、部長らが会となってやってることやから、これ、後々残っていったら次の
世代でも、土地開発公社の理事会、責任という問題が出てくるか分からんから、ぜひともこ
の機会に慎重にご審議、前を向いて解散に向けたプランづくりに向けてやっていただかない
と、また、こういうことにもなりかねないので、先行したところでは土地開発公社というの
を解散をしても、土地の取得、特別会計とかをつくって、一般会計とは別個にやられている
ところもあるから、何でも何でも先にやりたいというのが我々の願いであって、市民の願
いでもあります。そういうこともよく理解をされて、勉強していただいて、一緒になってや
っていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

川村議員。

川村議員 通告をしておりますけれども、この機会しか聞けませんので、少し質問させていただき
たいと思います。

先ほど来、土地開発公社という存在が先行取得をする中で、今回は市に買戻しをありきと
いう形で、そういった流れになっているということは皆さんの答弁で、私も今、確認させて
いただきましたけれども、値打ちのある土地や値打ちのあるものを買って、先行取得をして
買戻していただくと、こういう流れの下に決断されたと思います。私は1つ確認したいのは、
そこが私、全員協議会のときに確認させていただきましたけど、アスベスト等があります。
そしてまた、建築基準とかもいろいろと懸念する部分があるのかなど。それを結局、市に買
い戻していただいて、その建物が緊防債を使って処置していくと、流れをつくっていくとい
うことで、そういう建物、土地が、果たして緊防債が確実についていく、それによって、そ
の事業が成り立つのかどうかというのを事前に判断できることは、それはもちろん続くとい
う判定の下に買われたと思うんですけども、その辺りは、将来それを何の問題なく1つの事
業に充てるということを想定して買われる、この決断の時期に、それができたと判断された
ということについて説明をしていただきたいなと思います。

増田議長 内蔵財務部長。

内蔵財務部長 財務部の内蔵です。どうぞよろしく願いいたします。

受援施設の買戻しに関しましては、緊急防災・減災対策事業債の対象にはなりませんという
ことです。

増田議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

2点、アスベストについての見解ということでございます。アスベストはご存じのように
レベル値1からレベル3というか、その危険度によってレベルがありまして、今回の施設に
つきましてはレベル3ということで通常使用するに当たっては問題がないという施設とい
うことで聞いております。

2点目のいわゆる遵法性という話ではないかと考えておるんですけど、遵法性につきましても、現時点でこれが遵法性に欠けるかどうかという判断はできない。それを確認させていただいたのは、うちを所管庁、うちで言うたら上級庁になります建築基準法を関係してる高田土木のほうにも確認させていただいたんですけども、そちらにつきましても、特に問題はないというか、今すぐにこれを指導して改修しないとイケないとかということではなく、今後何か大きな改修をする際にやっていただきたいと、そのときに法令の改善をしていけばいいではないかというようなご指導をいただいております。

以上です。

増田議長 川村議員。

川村議員 一番心配していたところは、後で手を加えていくということは条件なんですね。そうですね。そういったことが100%完成されてない中での購入やということだけ、確認をさせていただきたい。というのは、それをずっと心配していたんですね。建築的に基準的にどうなると、それそういうものを、物件を買うのに、その2億6,000万という金額が妥当だったのかどうかというところはしっかりとこれからまた所管の委員会で調査していただいたらいいと思いますけれども、この程度にとどめておきますけども、まずそれについては確認をさせていただきました。

増田議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご承知おき願います。

次に、日程第6、議第3号から日程第13、議第10号までの条例の制定、また改正8議案を一括議題といたします。

本8議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第3号から議第10号までの8議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第3号、葛城市空家等の適切な管理に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し、必要な事項を定め、安全安心の確保及び生活環境の保全を図ることを目的に新たに制定するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第4号、葛城市行政組織条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、こども・若者家庭センターの設置に伴う事務分掌の移管を行うほか、各部での見直しが必要な箇所の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、令和8年度から新たに設ける非常勤の特別職及び既存の非常勤の特別職のうち、報酬規定が未整備のものについて

報酬額を定めるものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第6号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、人事院勧告を受け、令和7年12月24日に公布されました給与改正法に準じまして本条例を改正するものでございます。自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当について、使用距離に応じた金額を規則に委任し、上限額を6万6,400円と新たに設定するもの、及び駐車場等の利用に関する通勤手当を上限額5,000円として新設するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について法令の改正に基づき、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市立図書館条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、図書館協議会の設置に関する条項を追加する改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、令和8年度の保険料に係る減免手続の特例措置を円滑に実施するため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第10号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、法令の改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本8議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第3号から議第6号までと議第10号の5議案につきましては総務建設常任委員会に、議第7号から議第9号までの3議案につきましては厚生文教常任委員会に、それぞれ付託し審査願います。

次に、日程第14、議第11号から日程第20、議第17号までの令和7年度補正予算7議案と、日程第21、議第18号から日程第29、議第26号までの令和8年度当初予算9議案の予算関係16議案を一括議題といたします。

本16議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第11号から議第26号までの16議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第11号、令和7年度葛城市一般会計補正予算(第9号)の議決についてでご

ざいます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,717万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億1,610万8,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額、または国の補正予算に伴う補正といたしまして、農林商工費では団体営土地改良事業、消防費では防災対策事業、教育費では小学校管理事業などがございます。また、第2条繰越明許費の補正では、国の補正予算に伴う事業など11事業を繰越しするもので、第3条は債務負担行為、第4条は地方債の補正でございます。

次に、議第12号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,083万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事業費の確定等に伴う不用額の減額及び基金積立金の追加でございます。

次に、議第13号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,340万9,000円とするものでございます。補正内容につきましては、システム標準化対応業務の経費確定に伴う不用額の減額でございます。

次に、議第14号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億275万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、学校給食負担金の減額に伴う一般会計繰入金の追加及び事業費の確定に伴う不用額の減額でございます。

次に、議第15号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億800万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額でございます。

次に、議第16号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、水道事業収益で、712万1,000円を追加いたしまして、水道事業収益の総額を8億906万5,000円とし、水道事業費用の営業費用で131万円を追加いたしまして、水道事業費用の総額を10億409万8,000円とし、資本的支出で1,450万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を4億3,638万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、原水不足による県営水道受水費の追加、不用額の減額でございます。

次に、議第17号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、下水道事業収益の総額から1,976万円を減額いたしまして、下水道事業収益の総額を11億9,643万4,000円とし、下水道事業費用の総額から2,200万円を減額いたしまして、下水道事業費用の総額を11億8,988万9,000円とするものでござい

ます。また、資本的収入の総額から524万円を減額いたしまして、資本的収入の総額を4億1,584万8,000円とし、資本的支出の総額から300万円を減額いたしまして、資本的支出の総額を7億4,514万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、不用額の減額でございます。

次に、議第18号、令和8年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は219億8,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、25億3,000万円との増となっております。主な事業といたしましては、當麻複合施設整備事業、忍海学童保育所整備事業、特定外来生物防除等対策事業、登山道整備事業、公園施設長寿命化対策支援事業など、引き続き市民第一の住みよいまちづくりの実現に向けた予算となっております。歳入予算につきましては、市税で47億2,895万円の前年比2.1%の増を見込んでおります。また、地方交付税といたしましては54億1,000万円を計上いたしております。

次に、議第19号、令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は37億2,300万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1億9,500万円の減となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で27億268万4,000円、国民健康保険事業費納付金で9億3,025万5,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第20号、令和8年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は37億1,020万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1億5,390万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で34億3,730万円、地域支援事業費で2億1,016万7,000円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は3,780万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと100万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で3,637万6,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第21号、令和8年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の増額は5億7,690万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、7,330万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料で1億1,939万4,000円、給食材料費で3億1,210万1,000円、工事請負費で3,795万円となっております。これらの財源には学校給食負担金、給食費負担軽減交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第22号、令和8年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,520万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、700万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては墓地返還に伴う償還金として、793万8,000円、積立金で1,397万2,000円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

次に、議第23号、令和8年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決につい

てでございますが、予算の総額は2,140万円でございます、前年度当初予算額と比較いたしますと250万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、職員給与等で753万1,000円、介護認定審査会委員報酬で624万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で102万円となっております、これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第24号、令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は7億7,470万円でございます、前年度当初予算額と比較いたしますと、6,600万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で7億6,872万6,000円となっております、財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第25号、令和8年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和8年度の業務の予定量といたしまして、給水戸数が1万5,658戸、年間総配水量は459万8,000立方メートルを予定しております。水道事業収益は8億606万9,000円、水道事業費用は8億7,785万2,000円でございます、支出の主なものといたしましては、県広域水道企業団受水費を含む原水及び浄水費で、3億9,157万3,000円、総係費で1億2,176万8,000円、減価償却費で2億9,260万円となっております。

次に、資本的収入は3億4,680万円、資本的支出は5億3,558万6,000円でございます、不足する額、1億8,878万6,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんをする予定としております。

最後に、議第26号、令和8年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてでございますが、令和8年度の業務の予定量といたしまして、水洗化人口は3万5,336人、年間有収水量は385万1,000立方メートルを予定しております。下水道事業収益は11億9,244万1,000円、下水道事業費用は11億8,592万9,000円でございます、支出といたしましては営業費用で10億8,510万6,000円、営業外費用で1億52万3,000円、特別損失で30万円となっております。資本的収入は4億5,668万6,000円、資本的支出は8億1,219万8,000円でございます、不足する額3億5,551万2,000円につきましては、当年度損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

増田議長 これより質疑に入りますが、本16議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第11号から議第26号までの16議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号から議第26号までの16議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午後0時20分

再 開 午後2時00分

増田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名をいたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告をいたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、吉村始議員。以上です。

これにて本日の日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は、配付している日程表のとおり、9日、10日、27日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日は9時30分から総務建設常任委員会、13日は9時30分から厚生文教常任委員会、また、16日、19日、23日は午前9時30分から、17日、18日は午後1時から予算特別委員会、24日は午前9時30分から議会改革特別委員会がそれぞれ開催されます。委員各位におかれましては、日程表の日時にご審査をよろしくお願い申し上げます。

皆様方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後2時02分